○総務省告示第三百三十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年九月三十日　　総務大臣　村上誠一郎

一　名　　称　令和七年度豪州における実動訓練参加部隊
二　国外派遣期間　令和七年十月一日から令和七年十月二十八日まで
三　派遣人数（概数）　六十人程度
四　派　遣　地　域　オーストラリア連邦

○外務省告示第三百八十二号

国際連合安全保障理事会決議第一五一八号に基づき設立された同理事会委員会が令和七年八月五日に発出した情報に基づき、国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるイラク前政権の機関、高官又はその関係者等を指定する件（平成二十二年外務省告示第三百四十二号）の一部を次のように改正する。

令和七年九月三十日　　外務大臣　岩屋　毅

別表のⅠ．の88．を次のように改める。

（別表）Ⅰ．国際連合安全保障理事会決議第1483号23(b)の対象となる個人を以下のとおり指定する。

88．バッシャール・サバーウィー・イブラーヒーム・ハサン・アル・ティクリーティー
Bashar Sabawi Ibrahim Hasan Al-Tikriti
(original script: بشار سباوي إبراهيم حسن التكريتي)
国連参照番号：IQi.085
生年月日：1970／7／17
出生地：バグダッド、イラク
Baghdad, Iraq
別名：バッシャール・サバーウィー・イブラーヒーム・アル・ハサン・アル・ティクリーティー；バッシャール・サバーウィー・イブラーヒーム・アル・ハサン・アル・ティクリーティー；バッシャール・サバーウィー・イブラーヒーム・ハサン・アル・バイヤート；アリ・ザフィール・アブドッラー；バッシャール・アル・ナースィリー
Bashar Sab' awi Ibrahim Hasan Al-Tikriti ; Bashir Sab' awi Ibrahim Al-Hasan Al-Tikriti ; Bashir Sabawi Ibrahim Al-Hassan Al-Tikriti ; Bashar Sabawi Ibrahim Hasan Al-Bayjat ; Ali Zafir 'Abdullah' ; BASHAR AL-NASIRI
国籍：イラク
Iraq
住所等：ダマスカス、アッザバーダーニー、ファード・ダーウード農場、シリア；ベイルート、レバノン
Fuad Dawod Farm, Az Zabadani, Damascus, Syrian Arab Republic ; Beirut, Lebanon
リスト掲載日：2005年7月27日（2025年8月5日改訂）

○財務省告示第二百五十六号

寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（昭和四十年四月大蔵省告示第百五十四号）第四号の規定に基づき、各都道府県共同募金会が令和七年十月一日から令和八年三月三十一日までの間に募集する次の寄附金を寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金として承認する。

令和七年九月三十日　　財務大臣　加藤　勝信

社会福祉事業又は更生保護事業を行うことを主たる目的とする者のこれらの事業の用に供される土地、建物及び機械その他の設備の取得若しくは改良の費用又はこれらの事業に係る経常的経費に充てるための寄附金

○厚生労働省告示第二百六十四号

確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百七十五号）第十六条の二第二項及び第四項の規定に基づき、富山県及び石川県における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例（令和六年厚生労働省告示第四号）により、同条第一項又は第三項に規定する厚生労働大臣が定める場合として指定された場合（石川県輪島市、珠洲市並びに鳳珠郡穴水町及び能登町に係る場合に限る。）における同条第二項又は第四項に規定する厚生労働大臣が定める日は、令和七年十月三十一日とする。

令和七年九月三十日　　厚生労働大臣　福岡　資麿

○経済産業省告示第百四十三号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、令和六年経済産業省告示第五号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件）の全部を次のように改正し、令和七年十月一日から施行する。

令和七年九月三十日　　経済産業大臣　武藤　容治

災害名	地域	指定の期間
令和六年能登半島地震	石川県	令和六年一月一日から令和七年十二月三十一日まで
	金沢市	
	七尾市	
	小松市	
	輪島市	
	珠洲市	
	加賀市	
	羽咋市	
	かほく市	
	白山市	
	能美市	
	河北郡津幡町	
	河北郡内灘町	
	羽咋郡志賀町	
	羽咋郡宝達志水町	
	鹿島郡中能登町	
	鳳珠郡穴水町	
	鳳珠郡能登町	

○国土交通省告示第九百二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、東京都市計画土地区画整理事業品川駅西口土地区画整理事業の事業計画の変更（第一回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため、土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により、次のとおり告示する。

令和七年九月三十日　　国土交通大臣　中野　洋昌

一　縦覧開始の日　令和七年十月一日（縦覧期間二週間）
二　縦覧場所　東京都中央区八重洲一丁目三番七号八重洲ファーストフィナンシャルビル一八階
三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで